

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月9日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型）第36特定期間 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）第35特定期間 （自 2020年7月10日至 2021年1月12日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()		
		資産複合	ETF	

属性区分表

三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券	(隔月)	欧州	ファンド・	なし	TOPIX	条件付運用型
一般	年12回	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
公債	(毎月)	オセアニア	ファンズ			ショート型 /
社債	日々	中南米				絶対収益
その他債券	その他	アフリカ				追求型
クレジット	()	中近東				その他 ()
属性 (高格付債)		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産 ()						
資産複合 ()						

三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年１回 年２回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型

大型株 中小型株 債券	年４回 年６回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング				
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の国債等を主要投資対象とし、米国の国債の指標であるFTSE米国債インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

オーストラリアの国債等を主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1 米国またはオーストラリアの高格付けの国債等に分散投資します。

- 主として投資対象国の国債、政府保証債、政府機関債および州政府債等に分散投資します。
- 各ファンドの投資対象は以下の通りです。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

：米国の公社債

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』：オーストラリアの公社債および豪ドル建ての公社債

- 投資する公社債は、原則として、S&Pグローバル・レーティング(S&P)「A-」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)「A3」格以上の長期信用格付けを有するものとします。

長期信用格付けとは

<信用格付けとファンドの投資対象>			
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。 これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。 S&PのAAからCCCまでの格付けには「+,-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」という付加記号を省略して表示しています。	高い ↑ 信用力 ↓ 低い	S&P	Moody's
		AAA AA A BBB BB B CCC CC C D	Aaa Aa A Baa Ba B Caa Ca C -
			投資適格格付け
			投機的格付け



ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

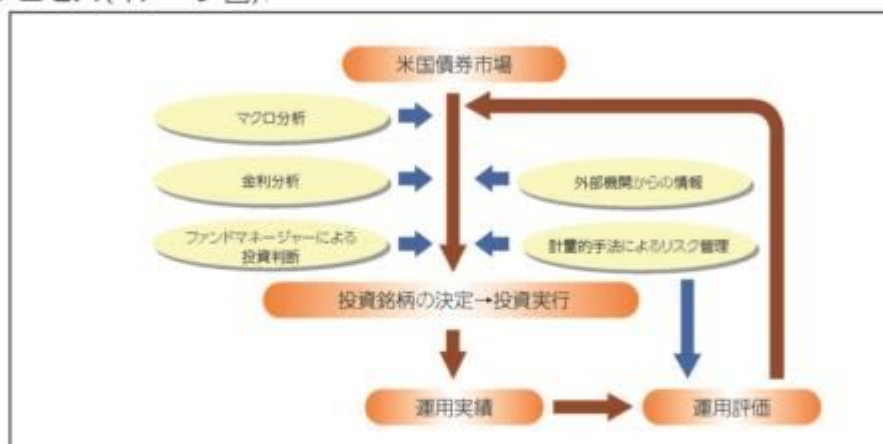
- 各ファンドのベンチマークは、以下の通りとします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

FTSE米国債インデックス(円換算ベース)

FTSE米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、米国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。FTSE米国債インデックス(円換算ベース)は、FTSE米国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

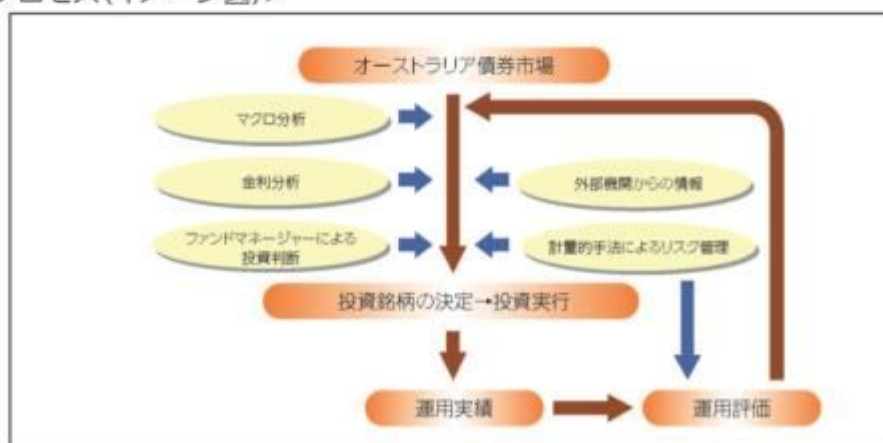
<運用プロセス(イメージ図)>



『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

ベンチマークは設けません。

<運用プロセス(イメージ図)>



デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

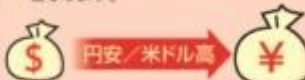
特色3

原則として為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

『三菱UFJ USボンドファンド
(毎月分配型)』〈為替レートの変動と基準価額
および分配金の関係〉

①円安/米ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



②円高/米ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド
(毎月分配型)』〈為替レートの変動と基準価額
および分配金の関係〉

①円安/豪ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



②円高/豪ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。



特色4

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。

- スwitchングの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.1%)および解約金の利益に対する税金が差し引かれます。

特色5

毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。

- 原則として、海外の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

豪ドル建ての公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

- 毎月分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



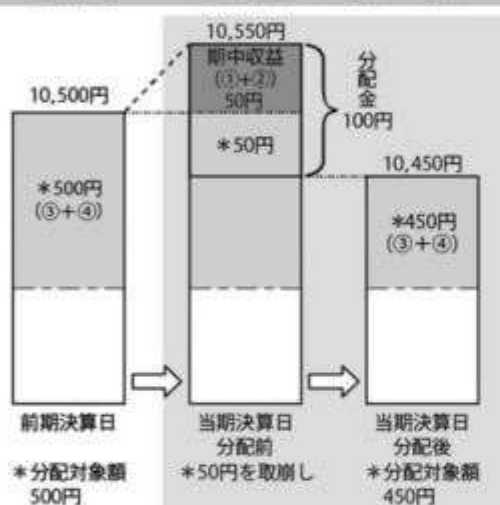
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

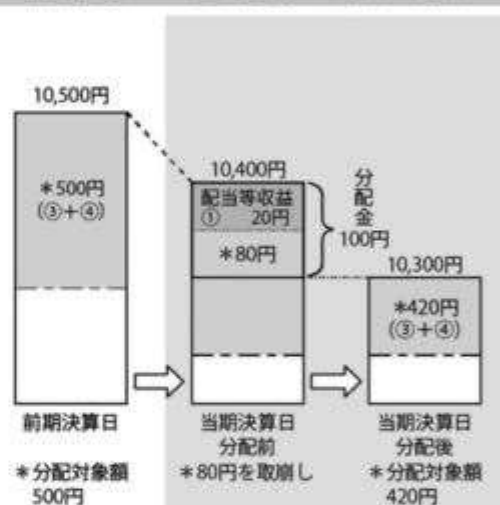
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



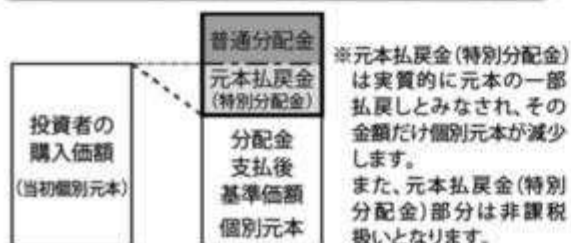
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

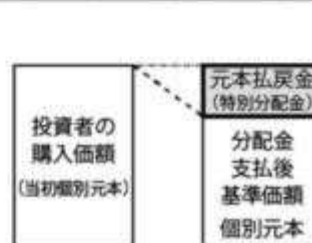
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

2003年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
 名称を「ＵＦＪパートナーズ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」に変更

<三菱ＵＦＪ ユーロボンドファンド（毎月分配型）>

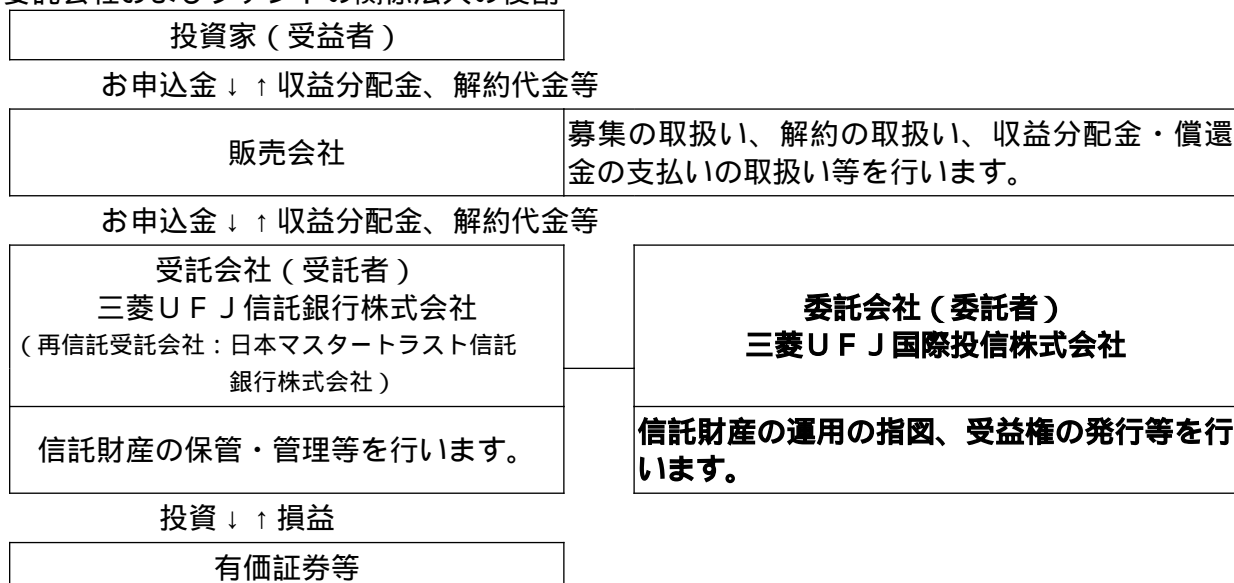
2003年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
 名称を「ＵＦＪパートナーズ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」に変更
 2016年12月16日 信託の終了

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

2003年10月31日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
 名称を「ＵＦＪパートナーズ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」

米国の公社債を主要投資対象とします。

主としてＡ格相当以上の格付を有する米国の国債、政府保証債および政府機関債に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ＦＴＳＥ米国債インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ポートフォリオの加重平均デュレーションを２年以上８年以内とした運用を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。

投資にあたりましては、豪ドル建てのオーストラリアの国債、政府機関債、Ａ格相当以上の格付を有する州政府債および政府保証債等、ならびにオーストラリア以外のＡ格相当以上の格付を有する豪ドル建ての政府機関債および国際機関債等に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ポートフォリオの加重平均デュレーションを２年以上８年以内とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １５．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの
- １６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- １７．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １８．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- １９．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- ２０．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ２１．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。）

22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

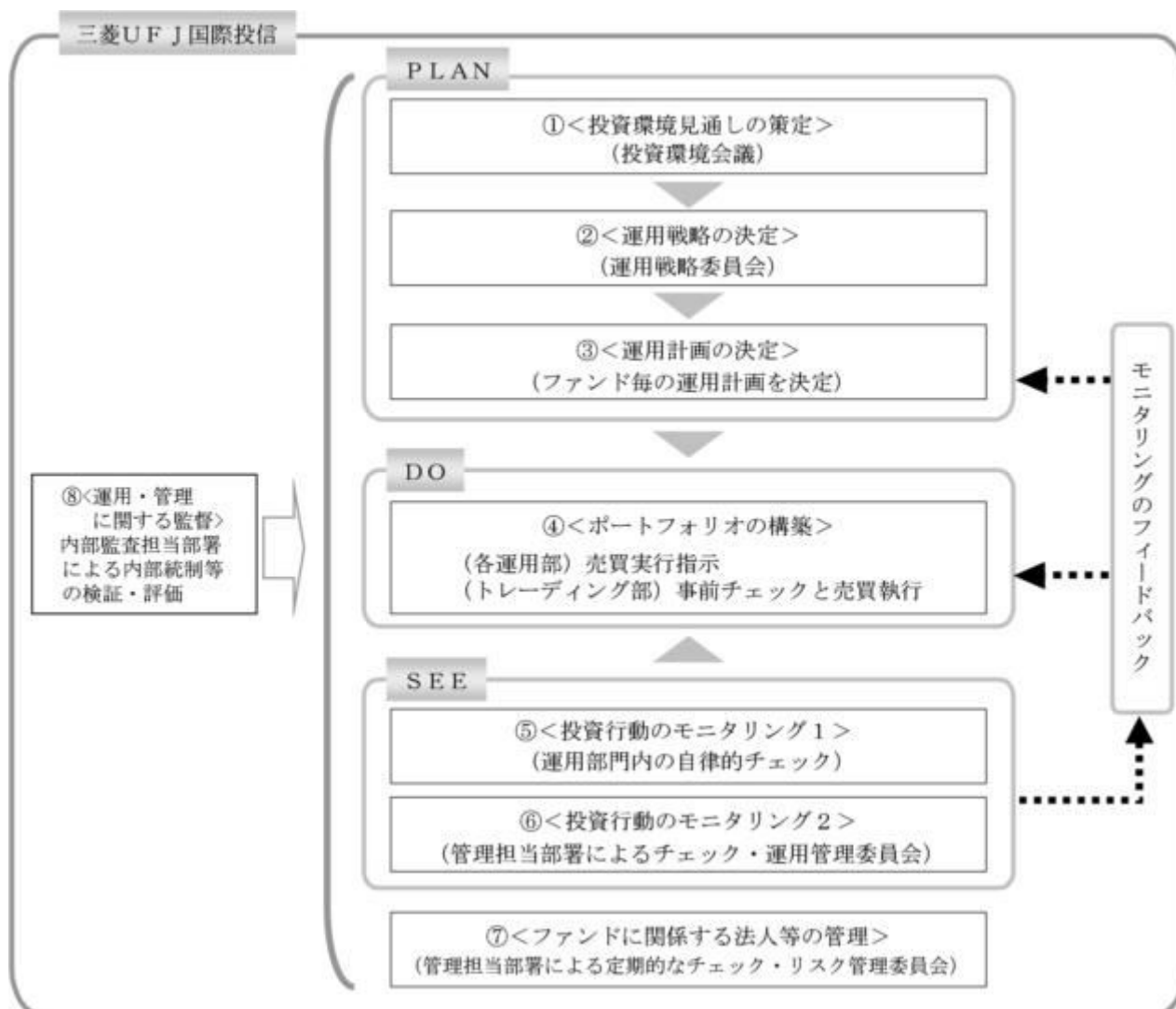
- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

- a．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b．a．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c．b．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えるこ

となった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

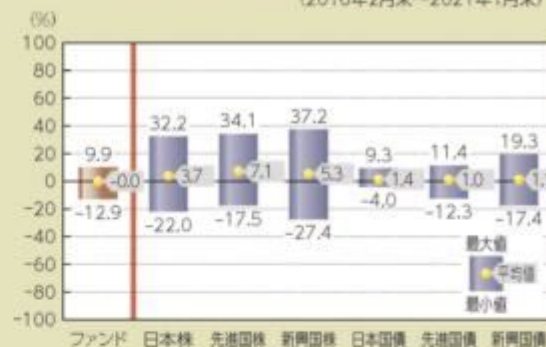
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

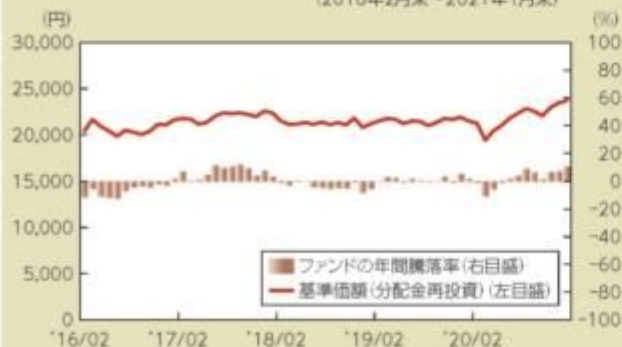
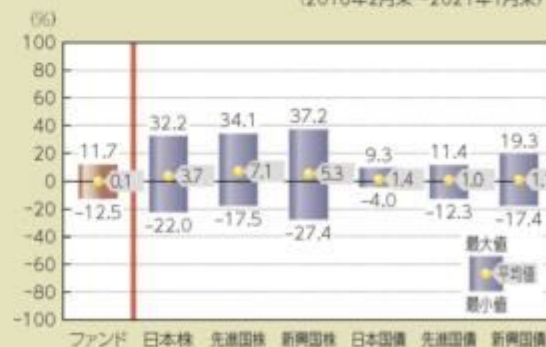
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2016年2月末～2021年1月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2016年2月末～2021年1月末)

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2016年2月末～2021年1月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2016年2月末～2021年1月末)

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」または「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益

通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
-------	------	------	---------

国債証券	アメリカ	208,038,815	97.51
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,313,312	2.49
純資産総額		213,352,127	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 1月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 251115	385,000	11,340.16	43,659,621	11,367.91	43,766,467	2.250000	2025/11/15	20.51
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 291115	310,000	11,095.28	34,395,386	11,164.66	34,610,469	1.750000	2029/11/15	16.22
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 230430	240,000	11,066.52	26,559,652	11,065.08	26,556,204	2.750000	2023/4/30	12.45
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 220215	200,000	10,663.22	21,326,458	10,655.32	21,310,655	2.000000	2022/2/15	9.99
アメリカ	国債証券	2.75 T-BOND 421115	160,000	12,439.65	19,903,440	12,535.15	20,056,242	2.750000	2042/11/15	9.40
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	160,000	11,226.70	17,962,724	11,234.04	17,974,478	2.500000	2024/5/15	8.42
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 490215	130,000	13,153.86	17,100,029	13,290.99	17,278,298	3.000000	2049/2/15	8.10
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 210430	150,000	10,515.34	15,773,010	10,505.13	15,757,706	2.250000	2021/4/30	7.39
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	90,000	10,198.22	9,178,402	10,274.13	9,246,722	0.875000	2030/11/15	4.33
アメリカ	国債証券	5.375 T-BOND 310215	10,000	14,748.00	1,474,800	14,815.74	1,481,574	5.375000	2031/2/15	0.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 1月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.51
合計	97.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第96計算期間末日（平成23年 2月 9日）	845,871,677	847,643,667	7,160	7,175
第97計算期間末日（平成23年 3月 9日）	838,249,450	839,984,080	7,249	7,264
第98計算期間末日（平成23年 4月11日）	845,141,738	846,862,546	7,367	7,382
第99計算期間末日（平成23年 5月 9日）	821,136,395	822,863,359	7,132	7,147
第100計算期間末日（平成23年 6月 9日）	813,630,060	815,337,782	7,147	7,162
第101計算期間末日（平成23年 7月11日）	810,440,758	812,135,642	7,173	7,188
第102計算期間末日（平成23年 8月 9日）	778,697,837	780,344,117	7,095	7,110
第103計算期間末日（平成23年 9月 9日）	782,653,603	784,278,633	7,224	7,239
第104計算期間末日（平成23年10月11日）	765,498,554	767,109,745	7,127	7,142
第105計算期間末日（平成23年11月 9日）	767,445,744	769,043,356	7,206	7,221
第106計算期間末日（平成23年12月 9日）	761,703,194	763,281,470	7,239	7,254
第107計算期間末日（平成24年 1月10日）	738,444,236	739,995,762	7,139	7,154
第108計算期間末日（平成24年 2月 9日）	712,724,871	714,221,803	7,142	7,157
第109計算期間末日（平成24年 3月 9日）	718,918,651	720,350,709	7,530	7,545
第110計算期間末日（平成24年 4月 9日）	712,494,547	713,923,762	7,478	7,493
第111計算期間末日（平成24年 5月 9日）	697,944,300	699,361,847	7,385	7,400
第112計算期間末日（平成24年 6月11日）	700,559,566	701,975,443	7,422	7,437
第113計算期間末日（平成24年 7月 9日）	694,868,941	696,272,181	7,428	7,443
第114計算期間末日（平成24年 8月 9日）	674,242,043	675,629,643	7,289	7,304
第115計算期間末日（平成24年 9月10日）	661,797,994	663,165,268	7,260	7,275
第116計算期間末日（平成24年10月 9日）	647,685,763	649,029,383	7,231	7,246
第117計算期間末日（平成24年11月 9日）	642,957,280	644,263,478	7,384	7,399
第118計算期間末日（平成24年12月10日）	649,291,123	650,564,992	7,645	7,660
第119計算期間末日（平成25年 1月 9日）	670,562,887	671,826,082	7,963	7,978
第120計算期間末日（平成25年 2月12日）	701,642,182	702,870,953	8,565	8,580
第121計算期間末日（平成25年 3月11日）	712,876,558	714,107,402	8,688	8,703
第122計算期間末日（平成25年 4月 9日）	750,838,244	752,075,381	9,104	9,119
第123計算期間末日（平成25年 5月 9日）	728,554,846	729,765,478	9,027	9,042
第124計算期間末日（平成25年 6月10日）	639,117,418	640,212,284	8,756	8,771
第125計算期間末日（平成25年 7月 9日）	642,573,967	643,660,270	8,873	8,888
第126計算期間末日（平成25年 8月 9日）	618,235,937	619,323,447	8,527	8,542
第127計算期間末日（平成25年 9月 9日）	612,719,207	613,783,585	8,635	8,650
第128計算期間末日（平成25年10月 9日）	599,778,033	600,834,525	8,516	8,531
第129計算期間末日（平成25年11月11日）	601,432,087	602,475,367	8,647	8,662
第130計算期間末日（平成25年12月 9日）	600,802,754	601,808,632	8,959	8,974

第131計算期間末日	（平成26年 1月 9日）	585,284,437	586,253,345	9,061	9,076
第132計算期間末日	（平成26年 2月10日）	583,751,863	584,729,023	8,961	8,976
第133計算期間末日	（平成26年 3月10日）	567,074,999	568,023,026	8,972	8,987
第134計算期間末日	（平成26年 4月 9日）	542,218,967	543,134,561	8,883	8,898
第135計算期間末日	（平成26年 5月 9日）	543,740,989	544,658,416	8,890	8,905
第136計算期間末日	（平成26年 6月 9日）	547,896,473	548,814,703	8,950	8,965
第137計算期間末日	（平成26年 7月 9日）	532,378,127	533,279,624	8,858	8,873
第138計算期間末日	（平成26年 8月11日）	525,074,306	525,953,194	8,961	8,976
第139計算期間末日	（平成26年 9月 9日）	545,680,231	546,563,085	9,271	9,286
第140計算期間末日	（平成26年10月 9日）	561,528,513	562,409,375	9,562	9,577
第141計算期間末日	（平成26年11月10日）	576,604,240	577,460,586	10,100	10,115
第142計算期間末日	（平成26年12月 9日）	581,650,743	582,465,360	10,710	10,725
第143計算期間末日	（平成27年 1月 9日）	580,745,930	581,555,073	10,766	10,781
第144計算期間末日	（平成27年 2月 9日）	568,041,709	568,838,684	10,691	10,706
第145計算期間末日	（平成27年 3月 9日）	552,905,194	553,683,456	10,657	10,672
第146計算期間末日	（平成27年 4月 9日）	561,980,565	562,758,380	10,838	10,853
第147計算期間末日	（平成27年 5月11日）	549,593,415	550,370,454	10,609	10,624
第148計算期間末日	（平成27年 6月 9日）	548,139,941	548,895,750	10,879	10,894
第149計算期間末日	（平成27年 7月 9日）	528,672,769	529,418,264	10,637	10,652
第150計算期間末日	（平成27年 8月10日）	540,059,089	540,797,871	10,965	10,980
第151計算期間末日	（平成27年 9月 9日）	506,724,738	507,444,804	10,556	10,571
第152計算期間末日	（平成27年10月 9日）	494,852,782	495,553,912	10,587	10,602
第153計算期間末日	（平成27年11月 9日）	495,394,771	496,088,825	10,707	10,722
第154計算期間末日	（平成27年12月 9日）	484,838,277	485,516,000	10,731	10,746
第155計算期間末日	（平成28年 1月12日）	455,758,924	456,420,905	10,327	10,342
第156計算期間末日	（平成28年 2月 9日）	451,012,450	451,666,368	10,346	10,361
第157計算期間末日	（平成28年 3月 9日）	433,582,577	434,232,519	10,007	10,022
第158計算期間末日	（平成28年 4月11日）	427,003,843	427,665,590	9,679	9,694
第159計算期間末日	（平成28年 5月 9日）	421,261,077	421,920,851	9,577	9,592
第160計算期間末日	（平成28年 6月 9日）	417,196,110	417,851,766	9,545	9,560
第161計算期間末日	（平成28年 7月11日）	399,146,613	399,796,699	9,210	9,225
第162計算期間末日	（平成28年 8月 9日）	401,462,563	402,115,810	9,218	9,233
第163計算期間末日	（平成28年 9月 9日）	397,176,994	397,827,432	9,159	9,174
第164計算期間末日	（平成28年10月11日）	398,912,942	399,561,493	9,226	9,241
第165計算期間末日	（平成28年11月 9日）	387,432,159	388,078,250	8,995	9,010
第166計算期間末日	（平成28年12月 9日）	411,294,156	411,928,185	9,730	9,745
第167計算期間末日	（平成29年 1月10日）	408,057,010	408,675,143	9,902	9,917
第168計算期間末日	（平成29年 2月 9日）	393,495,050	393,905,831	9,579	9,589
第169計算期間末日	（平成29年 3月 9日）	391,278,778	391,683,191	9,675	9,685
第170計算期間末日	（平成29年 4月10日）	380,922,011	381,322,991	9,500	9,510
第171計算期間末日	（平成29年 5月 9日）	383,858,262	384,256,046	9,650	9,660
第172計算期間末日	（平成29年 6月 9日）	366,164,518	366,551,226	9,469	9,479

第173計算期間末日	(平成29年 7月10日)	369,664,434	370,044,375	9,730	9,740
第174計算期間末日	(平成29年 8月 9日)	339,414,495	339,774,308	9,433	9,443
第175計算期間末日	(平成29年 9月11日)	330,991,183	331,343,042	9,407	9,417
第176計算期間末日	(平成29年10月10日)	330,283,987	330,627,205	9,623	9,633
第177計算期間末日	(平成29年11月 9日)	321,769,750	322,099,320	9,763	9,773
第178計算期間末日	(平成29年12月11日)	289,904,594	290,203,662	9,694	9,704
第179計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	285,994,452	286,292,182	9,606	9,616
第180計算期間末日	(平成30年 2月 9日)	267,689,105	267,984,453	9,064	9,074
第181計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	260,031,253	260,324,226	8,876	8,886
第182計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	261,971,574	262,264,569	8,941	8,951
第183計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	264,772,714	265,064,590	9,071	9,081
第184計算期間末日	(平成30年 6月11日)	253,365,551	253,644,325	9,089	9,099
第185計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	257,347,041	257,625,855	9,230	9,240
第186計算期間末日	(平成30年 8月 9日)	254,347,320	254,624,273	9,184	9,194
第187計算期間末日	(平成30年 9月10日)	247,000,196	247,268,808	9,195	9,205
第188計算期間末日	(平成30年10月 9日)	245,128,524	245,394,506	9,216	9,226
第189計算期間末日	(平成30年11月 9日)	245,582,897	245,847,250	9,290	9,300
第190計算期間末日	(平成30年12月10日)	244,947,663	245,209,825	9,343	9,353
第191計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	234,414,305	234,671,740	9,106	9,116
第192計算期間末日	(平成31年 2月12日)	235,116,012	235,369,148	9,288	9,298
第193計算期間末日	(平成31年 3月11日)	232,955,512	233,205,228	9,329	9,339
第194計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	235,460,060	235,709,823	9,427	9,437
第195計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	231,527,384	231,775,536	9,330	9,340
第196計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	229,664,274	229,908,157	9,417	9,427
第197計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	230,564,840	230,808,407	9,466	9,476
第198計算期間末日	(令和 1年 8月 9日)	228,719,527	228,962,981	9,395	9,405
第199計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	231,718,798	231,960,864	9,573	9,583
第200計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	233,764,714	234,008,434	9,592	9,602
第201計算期間末日	(令和 1年11月11日)	232,245,322	232,489,003	9,531	9,541
第202計算期間末日	(令和 1年12月 9日)	229,776,555	230,017,403	9,540	9,550
第203計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	230,519,092	230,759,942	9,571	9,581
第204計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	234,998,961	235,239,265	9,779	9,789
第205計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	231,728,234	231,969,546	9,603	9,613
第206計算期間末日	(令和 2年 4月 9日)	240,212,737	240,447,558	10,230	10,240
第207計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	234,438,900	234,672,348	10,042	10,052
第208計算期間末日	(令和 2年 6月 9日)	234,882,060	235,116,957	9,999	10,009
第209計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	236,971,792	237,207,185	10,067	10,077
第210計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	242,175,968	242,417,572	10,024	10,034
第211計算期間末日	(令和 2年 9月 9日)	237,923,280	238,163,229	9,916	9,926
第212計算期間末日	(令和 2年10月 9日)	235,430,672	235,670,001	9,837	9,847
第213計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	229,489,401	229,729,382	9,563	9,573
第214計算期間末日	(令和 2年12月 9日)	226,958,059	227,194,628	9,594	9,604

第215計算期間末日（令和 3年 1月12日）	213,749,144	213,974,587	9,481	9,491
令和 2年 1月末日	234,646,533	—	9,744	—
2月末日	239,855,911	—	9,915	—
3月末日	242,199,064	—	10,271	—
4月末日	235,655,318	—	10,095	—
5月末日	235,342,140	—	10,060	—
6月末日	237,750,844	—	10,121	—
7月末日	232,639,513	—	9,908	—
8月末日	236,428,992	—	9,831	—
9月末日	237,953,681	—	9,917	—
10月末日	232,227,347	—	9,677	—
11月末日	228,017,302	—	9,618	—
12月末日	226,238,626	—	9,529	—
令和 3年 1月末日	213,352,127	—	9,540	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円

第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	15円
第158計算期間	15円
第159計算期間	15円
第160計算期間	15円

第161計算期間	15円
第162計算期間	15円
第163計算期間	15円
第164計算期間	15円
第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	10円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	10円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	10円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	10円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円

第203計算期間	10円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円
第206計算期間	10円
第207計算期間	10円
第208計算期間	10円
第209計算期間	10円
第210計算期間	10円
第211計算期間	10円
第212計算期間	10円
第213計算期間	10円
第214計算期間	10円
第215計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第96計算期間	2.20
第97計算期間	1.45
第98計算期間	1.83
第99計算期間	2.98
第100計算期間	0.42
第101計算期間	0.57
第102計算期間	0.87
第103計算期間	2.02
第104計算期間	1.13
第105計算期間	1.31
第106計算期間	0.66
第107計算期間	1.17
第108計算期間	0.25
第109計算期間	5.64
第110計算期間	0.49
第111計算期間	1.04
第112計算期間	0.70
第113計算期間	0.28
第114計算期間	1.66
第115計算期間	0.19
第116計算期間	0.19
第117計算期間	2.32
第118計算期間	3.73
第119計算期間	4.35

第120計算期間	7.74
第121計算期間	1.61
第122計算期間	4.96
第123計算期間	0.68
第124計算期間	2.83
第125計算期間	1.50
第126計算期間	3.73
第127計算期間	1.44
第128計算期間	1.20
第129計算期間	1.71
第130計算期間	3.78
第131計算期間	1.30
第132計算期間	0.93
第133計算期間	0.29
第134計算期間	0.82
第135計算期間	0.24
第136計算期間	0.84
第137計算期間	0.86
第138計算期間	1.33
第139計算期間	3.62
第140計算期間	3.30
第141計算期間	5.78
第142計算期間	6.18
第143計算期間	0.66
第144計算期間	0.55
第145計算期間	0.17
第146計算期間	1.83
第147計算期間	1.97
第148計算期間	2.68
第149計算期間	2.08
第150計算期間	3.22
第151計算期間	3.59
第152計算期間	0.43
第153計算期間	1.27
第154計算期間	0.36
第155計算期間	3.62
第156計算期間	0.32
第157計算期間	3.13
第158計算期間	3.12
第159計算期間	0.89
第160計算期間	0.17
第161計算期間	3.35

第162計算期間	0.24
第163計算期間	0.47
第164計算期間	0.89
第165計算期間	2.34
第166計算期間	8.33
第167計算期間	1.92
第168計算期間	3.16
第169計算期間	1.10
第170計算期間	1.70
第171計算期間	1.68
第172計算期間	1.77
第173計算期間	2.86
第174計算期間	2.94
第175計算期間	0.16
第176計算期間	2.40
第177計算期間	1.55
第178計算期間	0.60
第179計算期間	0.80
第180計算期間	5.53
第181計算期間	1.96
第182計算期間	0.84
第183計算期間	1.56
第184計算期間	0.30
第185計算期間	1.66
第186計算期間	0.39
第187計算期間	0.22
第188計算期間	0.33
第189計算期間	0.91
第190計算期間	0.67
第191計算期間	2.42
第192計算期間	2.10
第193計算期間	0.54
第194計算期間	1.15
第195計算期間	0.92
第196計算期間	1.03
第197計算期間	0.62
第198計算期間	0.64
第199計算期間	2.00
第200計算期間	0.30
第201計算期間	0.53
第202計算期間	0.19
第203計算期間	0.42

第204計算期間	2.27
第205計算期間	1.69
第206計算期間	6.63
第207計算期間	1.73
第208計算期間	0.32
第209計算期間	0.78
第210計算期間	0.32
第211計算期間	0.97
第212計算期間	0.69
第213計算期間	2.68
第214計算期間	0.42
第215計算期間	1.07

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第96計算期間	7,190,697	17,136,357	1,181,327,021
第97計算期間	1,479,839	26,386,794	1,156,420,066
第98計算期間	4,745,578	13,960,132	1,147,205,512
第99計算期間	7,575,493	3,471,418	1,151,309,587
第100計算期間	4,841,813	17,669,808	1,138,481,592
第101計算期間	11,397,081	19,955,584	1,129,923,089
第102計算期間	8,098,592	40,501,398	1,097,520,283
第103計算期間	2,633,696	16,800,338	1,083,353,641
第104計算期間	2,174,298	11,400,062	1,074,127,877
第105計算期間	2,077,399	11,130,576	1,065,074,700
第106計算期間	3,494,434	16,384,548	1,052,184,586
第107計算期間	—	17,833,703	1,034,350,883
第108計算期間	—	36,395,564	997,955,319
第109計算期間	5,853,900	49,103,418	954,705,801
第110計算期間	3,603,432	5,498,848	952,810,385
第111計算期間	13,122	7,792,162	945,031,345
第112計算期間	1,167,259	2,280,131	943,918,473
第113計算期間	—	8,424,631	935,493,842
第114計算期間	2,017,050	12,444,111	925,066,781
第115計算期間	—	13,550,656	911,516,125
第116計算期間	13,596	15,783,008	895,746,713
第117計算期間	—	24,947,527	870,799,186
第118計算期間	7,896	21,560,708	849,246,374
第119計算期間	1,171,020	8,286,973	842,130,421

第120計算期間	255,449	23,204,651	819,181,219
第121計算期間	12,465,076	11,083,261	820,563,034
第122計算期間	15,755,089	11,559,779	824,758,344
第123計算期間	3,803,049	21,473,368	807,088,025
第124計算期間	12,022,038	89,199,365	729,910,698
第125計算期間	12,304,640	18,013,066	724,202,272
第126計算期間	9,187,623	8,383,014	725,006,881
第127計算期間	3,831,838	19,253,303	709,585,416
第128計算期間	740,725	5,997,757	704,328,384
第129計算期間	—	8,808,058	695,520,326
第130計算期間	2,411,628	27,346,518	670,585,436
第131計算期間	2,171,948	26,818,112	645,939,272
第132計算期間	6,620,318	1,119,530	651,440,060
第133計算期間	1,256,888	20,678,558	632,018,390
第134計算期間	329,778	21,951,933	610,396,235
第135計算期間	3,912,810	2,690,569	611,618,476
第136計算期間	1,877,205	1,342,125	612,153,556
第137計算期間	1,364,989	12,520,295	600,998,250
第138計算期間	1,100,176	16,172,837	585,925,589
第139計算期間	5,302,630	2,658,276	588,569,943
第140計算期間	5,894,815	7,222,923	587,241,835
第141計算期間	8,791,099	25,135,184	570,897,750
第142計算期間	3,005,282	30,824,710	543,078,322
第143計算期間	14,679,468	18,328,911	539,428,879
第144計算期間	5,387,385	13,499,519	531,316,745
第145計算期間	2,082,854	14,557,771	518,841,828
第146計算期間	2,008,173	2,306,264	518,543,737
第147計算期間	2,336,357	2,853,657	518,026,437
第148計算期間	10,324,231	24,477,438	503,873,230
第149計算期間	1,811,569	8,687,822	496,996,977
第150計算期間	747,814	5,223,240	492,521,551
第151計算期間	3,504,792	15,982,100	480,044,243
第152計算期間	949,879	13,574,013	467,420,109
第153計算期間	232,454	4,949,465	462,703,098
第154計算期間	—	10,887,273	451,815,825
第155計算期間	5,284,014	15,779,026	441,320,813
第156計算期間	1,137,292	6,512,567	435,945,538
第157計算期間	501,784	3,152,311	433,295,011
第158計算期間	9,864,295	1,994,082	441,165,224
第159計算期間	96,251	1,411,849	439,849,626
第160計算期間	370,344	3,115,374	437,104,596
第161計算期間	73,981	3,787,393	433,391,184

第162計算期間	4,141,216	2,033,838	435,498,562
第163計算期間	2,789,404	4,662,590	433,625,376
第164計算期間	250,574	1,508,142	432,367,808
第165計算期間	3,520,141	5,160,327	430,727,622
第166計算期間	1,226,140	9,267,436	422,686,326
第167計算期間	994,481	11,591,869	412,088,938
第168計算期間	1,126,715	2,434,446	410,781,207
第169計算期間	5,217	6,372,665	404,413,759
第170計算期間	312,700	3,745,967	400,980,492
第171計算期間	—	3,196,336	397,784,156
第172計算期間	—	11,076,093	386,708,063
第173計算期間	—	6,766,605	379,941,458
第174計算期間	994,077	21,122,513	359,813,022
第175計算期間	6,013	7,959,822	351,859,213
第176計算期間	24,740	8,665,220	343,218,733
第177計算期間	—	13,647,946	329,570,787
第178計算期間	—	30,502,357	299,068,430
第179計算期間	396,663	1,734,629	297,730,464
第180計算期間	360,725	2,742,933	295,348,256
第181計算期間	2,593,064	4,967,948	292,973,372
第182計算期間	22,149	—	292,995,521
第183計算期間	233,151	1,352,190	291,876,482
第184計算期間	5,414	13,107,559	278,774,337
第185計算期間	40,530	—	278,814,867
第186計算期間	1,320,253	3,181,362	276,953,758
第187計算期間	122,601	8,463,504	268,612,855
第188計算期間	605,390	3,235,488	265,982,757
第189計算期間	—	1,629,490	264,353,267
第190計算期間	17,058	2,207,421	262,162,904
第191計算期間	2,650,734	7,378,281	257,435,357
第192計算期間	3,771,992	8,070,894	253,136,455
第193計算期間	1,409,395	4,828,908	249,716,942
第194計算期間	628,457	582,028	249,763,371
第195計算期間	1,044,760	2,655,831	248,152,300
第196計算期間	—	4,268,967	243,883,333
第197計算期間	3,470,092	3,785,969	243,567,456
第198計算期間	844,435	957,214	243,454,677
第199計算期間	—	1,388,530	242,066,147
第200計算期間	3,210,075	1,555,545	243,720,677
第201計算期間	1,183,815	1,222,910	243,681,582
第202計算期間	2,605,234	5,437,895	240,848,921
第203計算期間	5,915	4,476	240,850,360

第204計算期間	454,453	1,000,696	240,304,117
第205計算期間	1,603,650	595,449	241,312,318
第206計算期間	19,720	6,510,579	234,821,459
第207計算期間	205,225	1,578,254	233,448,430
第208計算期間	1,454,318	5,006	234,897,742
第209計算期間	495,443	—	235,393,185
第210計算期間	10,319,396	4,107,945	241,604,636
第211計算期間	510,400	2,165,513	239,949,523
第212計算期間	—	620,038	239,329,485
第213計算期間	1,640,099	988,432	239,981,152
第214計算期間	415,808	3,827,781	236,569,179
第215計算期間	2,444,854	13,571,027	225,443,006

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	2,394,056,920	46.17
地方債証券	オーストラリア	166,107,093	3.20
特殊債券	オーストラリア	2,510,235,350	48.41
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	114,956,967	2.22
純資産総額		5,185,356,330	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 1月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 301221	6,500,000	7,957.46	517,235,531	7,979.46	518,665,173	1.000000	2030/12/21	10.00
オーストラリア	国債証券	0.25 AUST GOVT 251121	4,500,000	7,961.16	358,252,358	7,972.22	358,750,030	0.250000	2025/11/21	6.92
オーストラリア	特殊債券	3 KOMMUNALBANKEN 261209	3,000,000	9,019.99	270,599,874	9,022.87	270,686,312	3.000000	2026/12/9	5.22
オーストラリア	国債証券	5.5 AUST GOVT 230421	3,000,000	8,988.30	269,649,220	8,965.91	268,977,461	5.500000	2023/4/21	5.19

オーストラリア	国債証券	2 AUST GOVT 211221	3,000,000	8,154.54	244,636,392	8,147.26	244,417,966	2.000000	2021/12/21	4.71
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 410521	2,000,000	9,172.40	183,448,065	9,231.70	184,634,002	2.750000	2041/5/21	3.56
オーストラリア	特殊債券	3 WEST AUST TREAS 261021	2,000,000	9,107.25	182,145,003	9,123.75	182,475,173	3.000000	2026/10/21	3.52
オーストラリア	特殊債券	2.75 INTER-AMERIC 251030	2,000,000	8,848.42	176,968,552	8,847.83	176,956,668	2.750000	2025/10/30	3.41
オーストラリア	特殊債券	2.25 SOUTH AUST G 240815	2,000,000	8,577.45	171,549,121	8,570.27	171,405,490	2.250000	2024/8/15	3.31
オーストラリア	特殊債券	2 NORTHERN TERRIT 290521	2,000,000	8,510.46	170,209,335	8,558.17	171,163,472	2.000000	2029/5/21	3.30
オーストラリア	特殊債券	2 NEWSWALES 330308	2,000,000	8,372.52	167,450,499	8,392.48	167,849,602	2.000000	2033/3/8	3.24
オーストラリア	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	2,000,000	8,004.09	160,081,898	8,016.66	160,333,245	0.500000	2026/9/21	3.09
オーストラリア	特殊債券	0.75 INTL FINAN 280524	2,000,000	7,864.38	157,287,662	7,886.97	157,739,545	0.750000	2028/5/24	3.04
オーストラリア	国債証券	4.75 AUST GOVT 270421	1,500,000	10,068.43	151,026,564	10,068.52	151,027,837	4.750000	2027/4/21	2.91
オーストラリア	特殊債券	3.5 NORTHERN TERR 280421	1,500,000	9,415.81	141,237,276	9,447.44	141,711,654	3.500000	2028/4/21	2.73
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	1,500,000	9,128.31	136,924,788	9,135.42	137,031,334	2.750000	2027/11/21	2.64
オーストラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 390621	1,200,000	9,883.86	118,606,334	9,935.58	119,226,999	3.250000	2039/6/21	2.30
オーストラリア	国債証券	3 AUST GOVT 470321	1,000,000	9,536.20	95,362,050	9,621.55	96,215,543	3.000000	2047/3/21	1.86
オーストラリア	特殊債券	3.25 WEST AUST TR 280720	1,000,000	9,405.83	94,058,301	9,441.41	94,414,120	3.250000	2028/7/20	1.82
オーストラリア	特殊債券	4.25 LANDWIRTSCH 250109	1,000,000	9,219.70	92,197,049	9,216.31	92,163,191	4.250000	2025/1/9	1.78
オーストラリア	特殊債券	3 ASIAN DEV 261014	1,000,000	9,054.19	90,541,964	9,059.11	90,591,141	3.000000	2026/10/14	1.75
オーストラリア	特殊債券	2 NEWSWALES 310320	1,000,000	8,490.51	84,905,180	8,542.85	85,428,535	2.000000	2031/3/20	1.65
オーストラリア	特殊債券	1.9 LANDWIRTSCH 300130	1,000,000	8,463.30	84,633,044	8,450.98	84,509,849	1.900000	2030/1/30	1.63
オーストラリア	特殊債券	1.7 EIB 241115	1,000,000	8,412.17	84,121,702	8,418.49	84,184,997	1.700000	2024/11/15	1.62
オーストラリア	特殊債券	1.75 WEST AUST TR 311022	1,000,000	8,356.50	83,565,050	8,403.46	84,034,647	1.750000	2031/10/22	1.62
オーストラリア	地方債証券	1.25 AUST CAPITAL 250522	1,000,000	8,337.99	83,379,968	8,337.47	83,374,763	1.250000	2025/5/22	1.61
オーストラリア	特殊債券	1.45 INTL FINAN 240722	1,000,000	8,317.34	83,173,442	8,323.10	83,231,084	1.450000	2024/7/22	1.61
オーストラリア	地方債証券	1.75 AUST CAPITAL 311023	1,000,000	8,247.83	82,478,348	8,273.23	82,732,330	1.750000	2031/10/23	1.60
オーストラリア	特殊債券	1.5 KOREA DEVEL 240829	1,000,000	8,203.53	82,035,313	8,216.63	82,166,380	1.500000	2024/8/29	1.58
オーストラリア	特殊債券	1.5 VICTORIA 301120	1,000,000	8,131.47	81,314,761	8,196.51	81,965,155	1.500000	2030/11/20	1.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 1月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	46.17

地方債証券	3.20
特殊債券	48.41
合計	97.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第87計算期間末日（平成23年 2月 9日）	13,060,204,884	13,152,275,583	9,929	9,999
第88計算期間末日（平成23年 3月 9日）	13,515,917,290	13,610,824,363	9,969	10,039
第89計算期間末日（平成23年 4月11日）	14,752,733,340	14,849,788,777	10,640	10,710
第90計算期間末日（平成23年 5月 9日）	13,715,243,021	13,808,576,888	10,286	10,356
第91計算期間末日（平成23年 6月 9日）	14,126,782,484	14,223,758,178	10,197	10,267
第92計算期間末日（平成23年 7月11日）	14,952,360,362	15,054,047,646	10,293	10,363
第93計算期間末日（平成23年 8月 9日）	14,756,711,362	14,864,566,046	9,577	9,647
第94計算期間末日（平成23年 9月 9日）	16,829,271,171	16,945,393,711	10,145	10,215
第95計算期間末日（平成23年10月11日）	16,562,274,112	16,685,800,852	9,385	9,455
第96計算期間末日（平成23年11月 9日）	18,107,939,312	18,236,268,009	9,877	9,947
第97計算期間末日（平成23年12月 9日）	18,558,515,041	18,692,308,096	9,710	9,780
第98計算期間末日（平成24年 1月10日）	19,180,236,320	19,319,463,123	9,643	9,713
第99計算期間末日（平成24年 2月 9日）	20,516,284,119	20,660,057,065	9,989	10,059
第100計算期間末日（平成24年 3月 9日）	20,481,746,656	20,619,167,211	10,433	10,503
第101計算期間末日（平成24年 4月 9日）	19,269,851,455	19,403,965,820	10,058	10,128
第102計算期間末日（平成24年 5月 9日）	19,625,226,954	19,764,106,085	9,892	9,962
第103計算期間末日（平成24年 6月11日）	20,677,983,154	20,825,438,711	9,816	9,886
第104計算期間末日（平成24年 7月 9日）	21,564,784,161	21,716,167,989	9,972	10,042
第105計算期間末日（平成24年 8月 9日）	22,400,368,868	22,556,160,953	10,065	10,135
第106計算期間末日（平成24年 9月10日）	22,735,555,995	22,896,596,101	9,883	9,953
第107計算期間末日（平成24年10月 9日）	23,464,764,075	23,632,110,836	9,815	9,885

第108計算期間末日	(平成24年11月 9日)	24,084,199,946	24,252,392,062	10,024	10,094
第109計算期間末日	(平成24年12月10日)	23,731,334,774	23,890,330,761	10,448	10,518
第110計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	22,454,591,247	22,598,954,998	10,888	10,958
第111計算期間末日	(平成25年 2月12日)	21,656,821,816	21,789,059,260	11,464	11,534
第112計算期間末日	(平成25年 3月11日)	20,536,213,992	20,660,986,027	11,521	11,591
第113計算期間末日	(平成25年 4月 9日)	20,921,453,120	21,041,124,560	12,238	12,308
第114計算期間末日	(平成25年 5月 9日)	19,753,103,789	19,868,441,395	11,988	12,058
第115計算期間末日	(平成25年 6月10日)	17,074,308,949	17,183,620,636	10,934	11,004
第116計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	16,116,533,625	16,223,528,721	10,544	10,614
第117計算期間末日	(平成25年 8月 9日)	15,691,141,704	15,798,903,701	10,193	10,263
第118計算期間末日	(平成25年 9月 9日)	15,726,079,843	15,832,972,874	10,298	10,368
第119計算期間末日	(平成25年10月 9日)	15,880,043,659	15,987,578,237	10,337	10,407
第120計算期間末日	(平成25年11月11日)	16,125,574,785	16,233,671,867	10,442	10,512
第121計算期間末日	(平成25年12月 9日)	16,116,528,136	16,224,822,478	10,418	10,488
第122計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	15,824,802,566	15,931,181,331	10,413	10,483
第123計算期間末日	(平成26年 2月10日)	15,592,323,797	15,699,050,202	10,227	10,297
第124計算期間末日	(平成26年 3月10日)	15,810,211,311	15,916,678,144	10,395	10,465
第125計算期間末日	(平成26年 4月 9日)	16,191,724,076	16,298,536,846	10,611	10,681
第126計算期間末日	(平成26年 5月 9日)	16,290,087,559	16,397,015,367	10,664	10,734
第127計算期間末日	(平成26年 6月 9日)	16,494,353,938	16,601,945,413	10,731	10,801
第128計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	16,781,058,883	16,890,113,076	10,771	10,841
第129計算期間末日	(平成26年 8月11日)	16,986,568,006	17,097,100,326	10,758	10,828
第130計算期間末日	(平成26年 9月 9日)	17,736,273,493	17,848,747,909	11,038	11,108
第131計算期間末日	(平成26年10月 9日)	17,600,208,715	17,715,145,628	10,719	10,789
第132計算期間末日	(平成26年11月10日)	18,381,303,074	18,497,798,073	11,045	11,115
第133計算期間末日	(平成26年12月 9日)	18,669,649,106	18,785,091,191	11,321	11,391
第134計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	18,646,736,497	18,762,983,754	11,228	11,298
第135計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	18,459,668,535	18,580,128,315	10,727	10,797
第136計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	19,065,754,257	19,190,727,686	10,679	10,749
第137計算期間末日	(平成27年 4月 9日)	19,897,764,038	19,990,488,155	10,730	10,780
第138計算期間末日	(平成27年 5月11日)	19,040,570,429	19,129,766,098	10,673	10,723
第139計算期間末日	(平成27年 6月 9日)	18,577,722,217	18,665,181,979	10,621	10,671
第140計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	17,421,300,985	17,507,965,341	10,051	10,101
第141計算期間末日	(平成27年 8月10日)	17,678,443,093	17,764,609,916	10,258	10,308
第142計算期間末日	(平成27年 9月 9日)	16,152,987,487	16,238,168,318	9,482	9,532
第143計算期間末日	(平成27年10月 9日)	16,445,578,962	16,530,006,155	9,740	9,790
第144計算期間末日	(平成27年11月 9日)	16,089,159,762	16,173,045,923	9,590	9,640
第145計算期間末日	(平成27年12月 9日)	16,158,371,092	16,241,223,867	9,751	9,801
第146計算期間末日	(平成28年 1月12日)	14,909,117,406	14,991,163,210	9,086	9,136
第147計算期間末日	(平成28年 2月 9日)	14,545,336,665	14,626,246,760	8,989	9,039
第148計算期間末日	(平成28年 3月 9日)	14,781,985,018	14,862,238,730	9,210	9,260
第149計算期間末日	(平成28年 4月11日)	14,364,548,081	14,444,009,056	9,039	9,089

第150計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	13,929,916,720	14,008,934,996	8,814	8,864
第151計算期間末日	(平成28年 6月 9日)	13,916,818,351	13,994,958,943	8,905	8,955
第152計算期間末日	(平成28年 7月11日)	13,246,078,624	13,323,543,515	8,550	8,600
第153計算期間末日	(平成28年 8月 9日)	13,425,185,761	13,486,617,618	8,742	8,782
第154計算期間末日	(平成28年 9月 9日)	12,971,561,597	13,031,002,221	8,729	8,769
第155計算期間末日	(平成28年10月11日)	12,617,058,486	12,675,368,775	8,655	8,695
第156計算期間末日	(平成28年11月 9日)	11,984,483,941	12,040,752,279	8,520	8,560
第157計算期間末日	(平成28年12月 9日)	12,385,105,209	12,440,075,220	9,012	9,052
第158計算期間末日	(平成29年 1月10日)	12,069,603,665	12,123,567,452	8,946	8,986
第159計算期間末日	(平成29年 2月 9日)	11,823,720,942	11,876,366,540	8,984	9,024
第160計算期間末日	(平成29年 3月 9日)	11,585,557,107	11,637,170,971	8,979	9,019
第161計算期間末日	(平成29年 4月10日)	11,054,539,123	11,104,729,008	8,810	8,850
第162計算期間末日	(平成29年 5月 9日)	10,851,984,536	10,901,675,313	8,736	8,776
第163計算期間末日	(平成29年 6月 9日)	10,569,418,457	10,617,724,461	8,752	8,792
第164計算期間末日	(平成29年 7月10日)	10,567,480,304	10,614,494,046	8,991	9,031
第165計算期間末日	(平成29年 8月 9日)	10,343,844,019	10,389,887,792	8,986	9,026
第166計算期間末日	(平成29年 9月11日)	10,286,083,156	10,331,536,082	9,052	9,092
第167計算期間末日	(平成29年10月10日)	10,040,353,108	10,085,174,993	8,960	9,000
第168計算期間末日	(平成29年11月 9日)	9,965,622,447	10,009,788,435	9,026	9,066
第169計算期間末日	(平成29年12月11日)	9,572,287,331	9,615,777,619	8,804	8,844
第170計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	9,736,108,610	9,778,979,023	9,084	9,124
第171計算期間末日	(平成30年 2月 9日)	8,992,264,344	9,034,365,049	8,544	8,584
第172計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	8,734,426,261	8,776,025,989	8,399	8,439
第173計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	8,588,901,099	8,630,260,122	8,307	8,347
第174計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	8,412,352,074	8,453,431,484	8,191	8,231
第175計算期間末日	(平成30年 6月11日)	8,417,731,884	8,458,165,445	8,327	8,367
第176計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	8,268,401,322	8,308,404,534	8,268	8,308
第177計算期間末日	(平成30年 8月 9日)	8,081,306,824	8,110,715,198	8,244	8,274
第178計算期間末日	(平成30年 9月10日)	7,607,301,041	7,636,058,142	7,936	7,966
第179計算期間末日	(平成30年10月 9日)	7,488,457,663	7,516,773,780	7,934	7,964
第180計算期間末日	(平成30年11月 9日)	7,591,582,162	7,619,379,322	8,193	8,223
第181計算期間末日	(平成30年12月10日)	7,343,727,281	7,370,818,889	8,132	8,162
第182計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	7,053,717,965	7,080,703,825	7,842	7,872
第183計算期間末日	(平成31年 2月12日)	7,097,090,560	7,123,815,662	7,967	7,997
第184計算期間末日	(平成31年 3月11日)	7,018,390,392	7,044,884,079	7,947	7,977
第185計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	7,238,600,007	7,265,267,623	8,143	8,173
第186計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	7,027,586,359	7,054,162,921	7,933	7,963
第187計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	7,033,767,285	7,060,375,058	7,931	7,961
第188計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	7,063,156,940	7,089,668,269	7,993	8,023
第189計算期間末日	(令和 1年 8月 9日)	6,790,672,960	6,808,165,487	7,764	7,784
第190計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	6,703,623,397	6,720,841,427	7,787	7,807
第191計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	6,552,431,388	6,569,314,275	7,762	7,782

第192計算期間末日	(令和 1年11月11日)	6,474,230,694	6,490,744,650	7,841	7,861
第193計算期間末日	(令和 1年12月 9日)	6,348,788,666	6,364,973,590	7,845	7,865
第194計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	6,255,295,606	6,271,161,672	7,885	7,905
第195計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	6,066,489,038	6,082,130,911	7,757	7,777
第196計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	5,641,497,094	5,657,020,526	7,268	7,288
第197計算期間末日	(令和 2年 4月 9日)	5,480,390,887	5,495,728,945	7,146	7,166
第198計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	5,646,836,457	5,662,099,823	7,399	7,419
第199計算期間末日	(令和 2年 6月 9日)	6,029,758,090	6,044,949,462	7,938	7,958
第200計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	5,928,445,510	5,943,400,758	7,928	7,948
第201計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	5,863,811,547	5,871,105,256	8,040	8,050
第202計算期間末日	(令和 2年 9月 9日)	5,657,978,383	5,664,993,930	8,065	8,075
第203計算期間末日	(令和 2年10月 9日)	5,486,716,925	5,493,500,871	8,088	8,098
第204計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	5,375,096,361	5,381,761,844	8,064	8,074
第205計算期間末日	(令和 2年12月 9日)	5,233,824,866	5,240,238,838	8,160	8,170
第206計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	5,259,506,164	5,265,739,892	8,437	8,447
	令和 2年 1月末日	6,120,308,023	—	7,813	—
	2月末日	6,004,991,720	—	7,713	—
	3月末日	5,394,531,236	—	7,022	—
	4月末日	5,623,887,351	—	7,365	—
	5月末日	5,759,335,927	—	7,557	—
	6月末日	5,882,150,752	—	7,828	—
	7月末日	5,884,170,471	—	7,990	—
	8月末日	5,785,018,451	—	8,166	—
	9月末日	5,484,630,841	—	8,053	—
	10月末日	5,265,693,540	—	7,863	—
	11月末日	5,317,794,074	—	8,186	—
	12月末日	5,241,564,213	—	8,342	—
	令和 3年 1月末日	5,185,356,330	—	8,432	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円

第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	70円
第107計算期間	70円
第108計算期間	70円
第109計算期間	70円
第110計算期間	70円
第111計算期間	70円
第112計算期間	70円
第113計算期間	70円
第114計算期間	70円
第115計算期間	70円
第116計算期間	70円
第117計算期間	70円
第118計算期間	70円
第119計算期間	70円
第120計算期間	70円
第121計算期間	70円
第122計算期間	70円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	50円

第138計算期間	50円
第139計算期間	50円
第140計算期間	50円
第141計算期間	50円
第142計算期間	50円
第143計算期間	50円
第144計算期間	50円
第145計算期間	50円
第146計算期間	50円
第147計算期間	50円
第148計算期間	50円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	40円
第154計算期間	40円
第155計算期間	40円
第156計算期間	40円
第157計算期間	40円
第158計算期間	40円
第159計算期間	40円
第160計算期間	40円
第161計算期間	40円
第162計算期間	40円
第163計算期間	40円
第164計算期間	40円
第165計算期間	40円
第166計算期間	40円
第167計算期間	40円
第168計算期間	40円
第169計算期間	40円
第170計算期間	40円
第171計算期間	40円
第172計算期間	40円
第173計算期間	40円
第174計算期間	40円
第175計算期間	40円
第176計算期間	40円
第177計算期間	30円
第178計算期間	30円
第179計算期間	30円

第180計算期間	30円
第181計算期間	30円
第182計算期間	30円
第183計算期間	30円
第184計算期間	30円
第185計算期間	30円
第186計算期間	30円
第187計算期間	30円
第188計算期間	30円
第189計算期間	20円
第190計算期間	20円
第191計算期間	20円
第192計算期間	20円
第193計算期間	20円
第194計算期間	20円
第195計算期間	20円
第196計算期間	20円
第197計算期間	20円
第198計算期間	20円
第199計算期間	20円
第200計算期間	20円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円
第203計算期間	10円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円
第206計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第87計算期間	1.28
第88計算期間	1.10
第89計算期間	7.43
第90計算期間	2.66
第91計算期間	0.18
第92計算期間	1.62
第93計算期間	6.27
第94計算期間	6.66
第95計算期間	6.80
第96計算期間	5.98

第97計算期間	0.98
第98計算期間	0.03
第99計算期間	4.31
第100計算期間	5.14
第101計算期間	2.92
第102計算期間	0.95
第103計算期間	0.06
第104計算期間	2.30
第105計算期間	1.63
第106計算期間	1.11
第107計算期間	0.02
第108計算期間	2.84
第109計算期間	4.92
第110計算期間	4.88
第111計算期間	5.93
第112計算期間	1.10
第113計算期間	6.83
第114計算期間	1.47
第115計算期間	8.20
第116計算期間	2.92
第117計算期間	2.66
第118計算期間	1.71
第119計算期間	1.05
第120計算期間	1.69
第121計算期間	0.44
第122計算期間	0.62
第123計算期間	1.11
第124計算期間	2.32
第125計算期間	2.75
第126計算期間	1.15
第127計算期間	1.28
第128計算期間	1.02
第129計算期間	0.52
第130計算期間	3.25
第131計算期間	2.25
第132計算期間	3.69
第133計算期間	3.13
第134計算期間	0.20
第135計算期間	3.83
第136計算期間	0.20
第137計算期間	0.94
第138計算期間	0.06

第139計算期間	0.01
第140計算期間	4.89
第141計算期間	2.55
第142計算期間	7.07
第143計算期間	3.24
第144計算期間	1.02
第145計算期間	2.20
第146計算期間	6.30
第147計算期間	0.51
第148計算期間	3.01
第149計算期間	1.31
第150計算期間	1.93
第151計算期間	1.59
第152計算期間	3.42
第153計算期間	2.71
第154計算期間	0.30
第155計算期間	0.38
第156計算期間	1.09
第157計算期間	6.24
第158計算期間	0.28
第159計算期間	0.87
第160計算期間	0.38
第161計算期間	1.43
第162計算期間	0.38
第163計算期間	0.64
第164計算期間	3.18
第165計算期間	0.38
第166計算期間	1.17
第167計算期間	0.57
第168計算期間	1.18
第169計算期間	2.01
第170計算期間	3.63
第171計算期間	5.50
第172計算期間	1.22
第173計算期間	0.61
第174計算期間	0.91
第175計算期間	2.14
第176計算期間	0.22
第177計算期間	0.07
第178計算期間	3.37
第179計算期間	0.35
第180計算期間	3.64

第181計算期間	0.37
第182計算期間	3.19
第183計算期間	1.97
第184計算期間	0.12
第185計算期間	2.84
第186計算期間	2.21
第187計算期間	0.35
第188計算期間	1.16
第189計算期間	2.61
第190計算期間	0.55
第191計算期間	0.06
第192計算期間	1.27
第193計算期間	0.30
第194計算期間	0.76
第195計算期間	1.36
第196計算期間	6.04
第197計算期間	1.40
第198計算期間	3.82
第199計算期間	7.55
第200計算期間	0.12
第201計算期間	1.53
第202計算期間	0.43
第203計算期間	0.40
第204計算期間	0.17
第205計算期間	1.31
第206計算期間	3.51

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第87計算期間	796,660,201	196,919,080	13,152,957,020
第88計算期間	615,135,481	209,939,185	13,558,153,316
第89計算期間	794,168,630	487,259,490	13,865,062,456
第90計算期間	370,406,726	902,059,586	13,333,409,596
第91計算期間	714,275,597	194,014,533	13,853,670,660
第92計算期間	832,085,322	159,001,027	14,526,754,955
第93計算期間	1,117,650,121	236,593,005	15,407,812,071
第94計算期間	1,363,195,571	182,073,330	16,588,934,312
第95計算期間	1,266,957,633	209,214,758	17,646,677,187
第96計算期間	956,821,954	270,828,134	18,332,671,007

第97計算期間	1,043,860,368	263,237,773	19,113,293,602
第98計算期間	924,428,156	148,178,417	19,889,543,341
第99計算期間	1,346,407,077	696,958,065	20,538,992,353
第100計算期間	924,715,731	1,832,200,168	19,631,507,916
第101計算期間	833,085,012	1,305,397,848	19,159,195,080
第102計算期間	1,009,751,148	329,070,355	19,839,875,873
第103計算期間	1,466,620,885	241,417,123	21,065,079,635
第104計算期間	901,674,105	340,492,524	21,626,261,216
第105計算期間	945,598,549	315,847,586	22,256,012,179
第106計算期間	1,160,456,005	410,738,661	23,005,729,523
第107計算期間	1,230,977,439	330,026,744	23,906,680,218
第108計算期間	785,012,148	664,247,092	24,027,445,274
第109計算期間	587,338,238	1,901,070,945	22,713,712,567
第110計算期間	418,703,990	2,509,023,464	20,623,393,093
第111計算期間	451,114,882	2,183,444,477	18,891,063,498
第112計算期間	323,789,302	1,390,276,359	17,824,576,441
第113計算期間	201,532,322	930,188,677	17,095,920,086
第114計算期間	302,832,914	921,952,064	16,476,800,936
第115計算期間	263,863,865	1,124,709,484	15,615,955,317
第116計算期間	255,666,240	586,607,811	15,285,013,746
第117計算期間	541,719,623	432,162,238	15,394,571,131
第118計算期間	195,952,863	320,090,983	15,270,433,011
第119計算期間	226,349,912	134,700,217	15,362,082,706
第120計算期間	370,290,207	289,932,609	15,442,440,304
第121計算期間	263,808,151	235,628,107	15,470,620,348
第122計算期間	226,045,451	499,699,284	15,196,966,515
第123計算期間	246,743,821	197,081,043	15,246,629,293
第124計算期間	218,503,031	255,584,654	15,209,547,670
第125計算期間	289,448,394	240,028,789	15,258,967,275
第126計算期間	196,292,070	179,858,090	15,275,401,255
第127計算期間	365,551,847	270,742,288	15,370,210,814
第128計算期間	413,763,208	204,803,553	15,579,170,469
第129計算期間	455,162,809	244,001,728	15,790,331,550
第130計算期間	489,441,666	211,999,369	16,067,773,847
第131計算期間	487,080,039	135,294,781	16,419,559,105
第132計算期間	501,758,001	279,174,366	16,642,142,740
第133計算期間	390,588,790	541,005,090	16,491,726,440
第134計算期間	478,512,502	363,487,898	16,606,751,044
第135計算期間	801,884,678	200,095,659	17,208,540,063
第136計算期間	832,379,317	187,572,268	17,853,347,112
第137計算期間	842,599,503	151,123,183	18,544,823,432
第138計算期間	169,165,428	874,854,952	17,839,133,908

第139計算期間	149,712,864	496,894,355	17,491,952,417
第140計算期間	108,738,451	267,819,652	17,332,871,216
第141計算期間	133,329,897	232,836,356	17,233,364,757
第142計算期間	119,795,793	316,994,224	17,036,166,326
第143計算期間	60,244,859	210,972,581	16,885,438,604
第144計算期間	72,973,177	181,179,397	16,777,232,384
第145計算期間	35,045,758	241,722,998	16,570,555,144
第146計算期間	47,962,864	209,357,205	16,409,160,803
第147計算期間	52,991,243	280,132,926	16,182,019,120
第148計算期間	49,605,984	180,882,626	16,050,742,478
第149計算期間	35,339,914	193,887,374	15,892,195,018
第150計算期間	33,146,131	121,685,918	15,803,655,231
第151計算期間	172,048,331	347,585,096	15,628,118,466
第152計算期間	114,359,093	249,499,239	15,492,978,320
第153計算期間	86,382,051	221,395,964	15,357,964,407
第154計算期間	39,315,379	537,123,607	14,860,156,179
第155計算期間	32,222,523	314,806,220	14,577,572,482
第156計算期間	23,380,886	533,868,686	14,067,084,682
第157計算期間	43,815,613	368,397,461	13,742,502,834
第158計算期間	57,970,373	309,526,367	13,490,946,840
第159計算期間	50,939,423	380,486,592	13,161,399,671
第160計算期間	29,279,560	287,213,024	12,903,466,207
第161計算期間	69,069,426	425,064,354	12,547,471,279
第162計算期間	56,680,909	181,457,794	12,422,694,394
第163計算期間	22,441,975	368,635,356	12,076,501,013
第164計算期間	19,880,625	342,946,131	11,753,435,507
第165計算期間	23,897,555	266,389,731	11,510,943,331
第166計算期間	34,025,151	181,736,790	11,363,231,692
第167計算期間	19,866,685	177,627,016	11,205,471,361
第168計算期間	51,218,361	215,192,693	11,041,497,029
第169計算期間	47,678,397	216,603,335	10,872,572,091
第170計算期間	49,646,207	204,614,919	10,717,603,379
第171計算期間	35,000,370	227,427,393	10,525,176,356
第172計算期間	24,993,656	150,237,997	10,399,932,015
第173計算期間	36,241,547	96,417,629	10,339,755,933
第174計算期間	47,748,493	117,651,697	10,269,852,729
第175計算期間	11,879,089	173,341,368	10,108,390,450
第176計算期間	78,203,898	185,791,212	10,000,803,136
第177計算期間	13,694,857	211,706,397	9,802,791,596
第178計算期間	49,914,224	267,005,352	9,585,700,468
第179計算期間	64,403,687	211,398,357	9,438,705,798
第180計算期間	24,413,348	197,399,057	9,265,720,089

第181計算期間	10,446,058	245,630,080	9,030,536,067
第182計算期間	103,950,328	139,199,633	8,995,286,762
第183計算期間	27,083,768	114,003,068	8,908,367,462
第184計算期間	75,249,766	152,388,022	8,831,229,206
第185計算期間	187,466,088	129,489,882	8,889,205,412
第186計算期間	86,641,447	116,992,596	8,858,854,263
第187計算期間	125,439,942	115,036,215	8,869,257,990
第188計算期間	74,610,547	106,758,615	8,837,109,922
第189計算期間	54,300,545	145,146,767	8,746,263,700
第190計算期間	13,260,370	150,508,861	8,609,015,209
第191計算期間	9,471,147	177,042,715	8,441,443,641
第192計算期間	8,011,998	192,477,321	8,256,978,318
第193計算期間	3,676,171	168,192,142	8,092,462,347
第194計算期間	5,952,292	165,381,495	7,933,033,144
第195計算期間	1,977,373	114,073,973	7,820,936,544
第196計算期間	2,793,621	62,014,153	7,761,716,012
第197計算期間	9,756,369	102,443,043	7,669,029,338
第198計算期間	10,126,049	47,472,190	7,631,683,197
第199計算期間	4,039,525	40,036,591	7,595,686,131
第200計算期間	683,837	118,745,834	7,477,624,134
第201計算期間	1,884,493	185,799,553	7,293,709,074
第202計算期間	979,473	279,141,161	7,015,547,386
第203計算期間	—	231,600,426	6,783,946,960
第204計算期間	2,929,394	121,393,141	6,665,483,213
第205計算期間	7,955,213	259,465,751	6,413,972,675
第206計算期間	8,067,484	188,311,306	6,233,728,853

参考情報

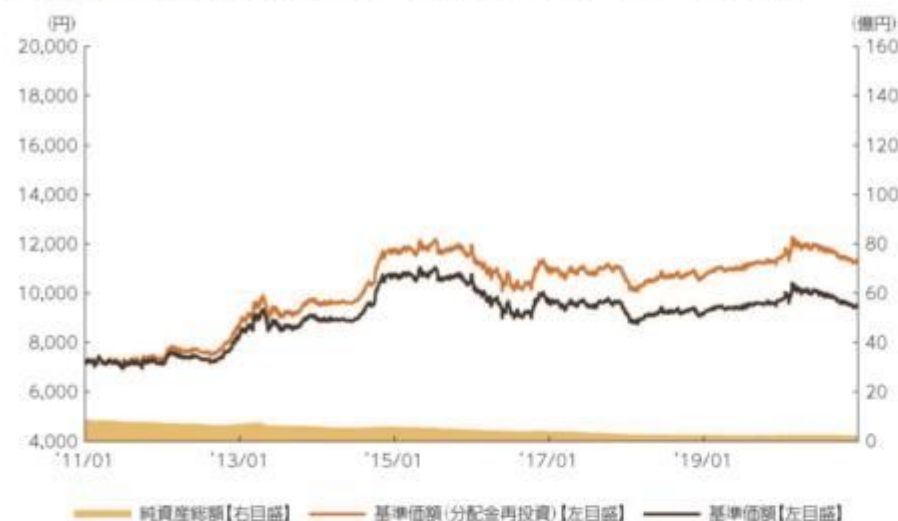


運用実績

2021年1月29日現在

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,540円
純資産総額	2.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 1月	10円
2020年 12月	10円
2020年 11月	10円
2020年 10月	10円
2020年 9月	10円
2020年 8月	10円

直近1年間累計 120円

設定来累計 3,644円

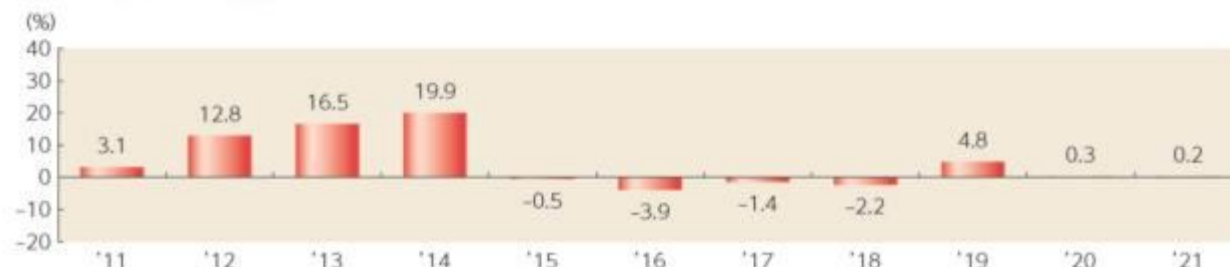
•分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	97.5%	1 2.25 T-NOTE 251115	国債	20.5%
		2 1.75 T-NOTE 291115	国債	16.2%
		3 2.75 T-NOTE 230430	国債	12.4%
		4 2 T-NOTE 220215	国債	10.0%
		5 2.75 T-BOND 421115	国債	9.4%
		6 2.5 T-NOTE 240515	国債	8.4%
		7 3 T-BOND 490215	国債	8.1%
		8 2.25 T-NOTE 210430	国債	7.4%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%	9 0.875 T-NOTE 301115	国債	4.3%
合計	100.0%	10 5.375 T-BOND 310215	国債	0.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

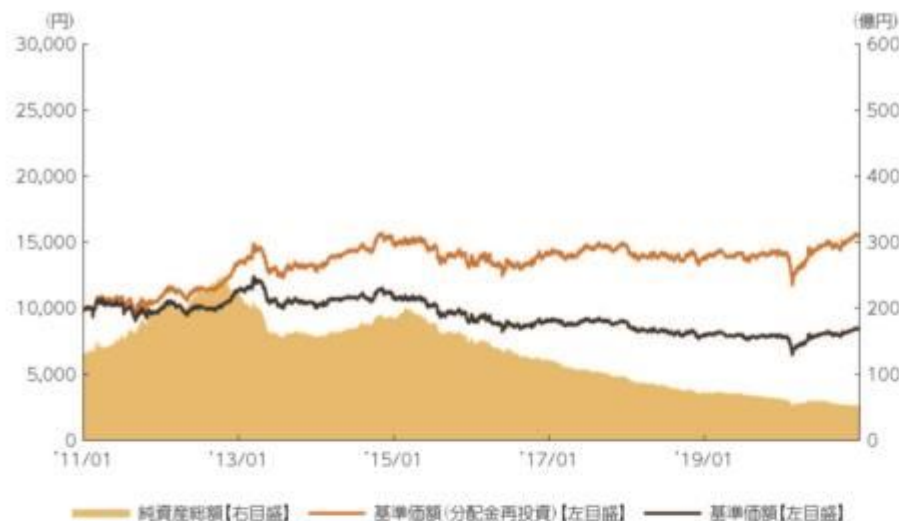


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から1月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



■基準価額・純資産

基準価額	8,432円
純資産総額	51.8億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 1月	10円
2020年 12月	10円
2020年 11月	10円
2020年 10月	10円
2020年 9月	10円
2020年 8月	10円
直近1年間累計	180円
設定来累計	10,468円

●分配金は1万口当たり、税引前

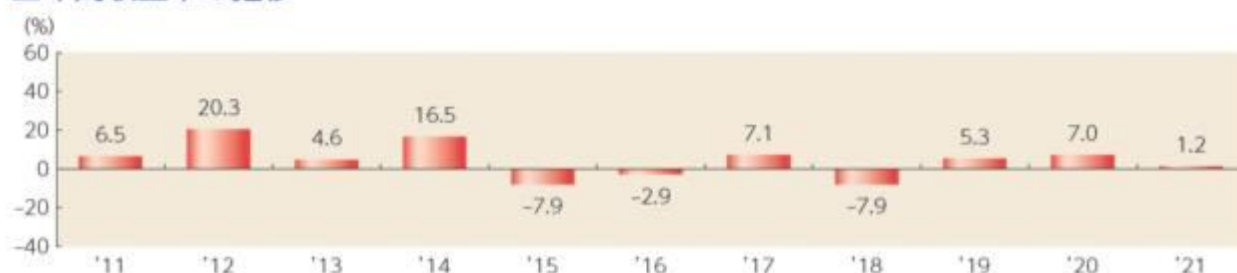
■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	46.2%
地方債	3.2%
特殊債	48.4%
コールローン他 (負債控除後)	2.2%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 1 AUST GOVT 301221	国債	10.0%
2 0.25 AUST GOVT 251121	国債	6.9%
3 3 KOMMUNALBANKEN 261209	特殊債	5.2%
4 5.5 AUST GOVT 230421	国債	5.2%
5 2 AUST GOVT 211221	国債	4.7%
6 2.75 AUST GOVT 410521	国債	3.6%
7 3 WEST AUST TREAS 261021	特殊債	3.5%
8 2.75 INTER-AMERIC 251030	特殊債	3.4%
9 2.25 SOUTH AUST G 240815	特殊債	3.3%
10 2 NORTHERN TERRIT 290521	特殊債	3.3%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
●コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。（スイッチングの場合を含みます。）

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。（スイッチングの場合を含みます。）

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

無期限（2003年1月14日設定）

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

無期限（2003年10月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月10日から翌月 9 日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年１月および７月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場

合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年7月10日から令和3年1月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	3,562,660	720,646
コール・ローン	2,367,109	4,763,038
国債証券	230,336,633	218,865,527
未収利息	1,039,901	1,012,003
前払費用	64,637	13,756
その他未収収益	60,955	181,389
流動資産合計	237,431,895	225,556,359
資産合計	237,431,895	225,556,359
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	235,393	225,443
未払解約金	-	11,337,941
未払受託者報酬	10,659	11,566
未払委託者報酬	213,168	231,304
未払利息	1	1
その他未払費用	882	960
流動負債合計	460,103	11,807,215
負債合計	460,103	11,807,215
純資産の部		
元本等		
元本	235,393,185	225,443,006
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,578,607	11,693,862
（分配準備積立金）	35,421,884	31,687,988
元本等合計	236,971,792	213,749,144
純資産合計	236,971,792	213,749,144
負債純資産合計	237,431,895	225,556,359

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
営業収益		
受取利息	2,468,961	2,450,968
有価証券売買等損益	15,554,616	6,985,145
為替差損益	3,321,522	6,748,742
その他収益	131,309	120,434
営業収益合計	14,833,364	11,162,485
営業費用		
支払利息	211	291
受託者報酬	64,871	65,747
委託者報酬	1,297,382	1,314,832
その他費用	71,279	49,408
営業費用合計	1,433,743	1,430,278
営業利益又は営業損失（ ）	13,399,621	12,592,763
経常利益又は経常損失（ ）	13,399,621	12,592,763
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,399,621	12,592,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	361,854	157,815
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,331,268	1,578,607
剰余金増加額又は欠損金減少額	348,333	776,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	320,027	757,296
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,306	19,261
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,050	191,203
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,732	26,989
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,318	164,214
分配金	1,420,175	1,422,875
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,578,607	11,693,862

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年１月９日および７月９日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和２年７月１０日から令和３年１月１２日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和２年 ７月 ９日現在]	当期 [令和３年 １月１２日現在]
１．期首元本額	240,850,360円	235,393,185円
期中追加設定元本額	4,232,809円	15,330,557円
期中一部解約元本額	9,689,984円	25,280,736円
２．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	11,693,862円
３．受益権の総数	235,393,185口	225,443,006口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日																								
1. 分配金の計算過程 第204期 令和 2年 1月10日 令和 2年 2月10日	1. 分配金の計算過程 第210期 令和 2年 7月10日 令和 2年 8月11日																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>446,871円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,860,448円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	446,871円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	21,860,448円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>198,406円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>24,122,632円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	198,406円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	24,122,632円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	446,871円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	21,860,448円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	198,406円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	24,122,632円																							

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日			当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日		
分配準備積立金額	D	36,332,072円	分配準備積立金額	D	34,808,792円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,639,391円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,129,830円
当ファンドの期末残存口数	F	240,304,117口	当ファンドの期末残存口数	F	241,604,636口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,440円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,447円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	240,304円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	241,604円
第205期 令和 2年 2月11日 令和 2年 3月 9日			第211期 令和 2年 8月12日 令和 2年 9月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	165,778円	費用控除後の配当等収益額	A	178,893円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	22,196,699円	収益調整金額	C	24,030,173円
分配準備積立金額	D	36,449,140円	分配準備積立金額	D	34,456,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,811,617円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,665,640円
当ファンドの期末残存口数	F	241,312,318口	当ファンドの期末残存口数	F	239,949,523口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,437円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,444円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	241,312円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	239,949円
第206期 令和 2年 3月10日 令和 2年 4月 9日			第212期 令和 2年 9月10日 令和 2年10月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	436,729円	費用控除後の配当等収益額	A	188,978円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	21,602,544円	収益調整金額	C	23,968,079円
分配準備積立金額	D	35,396,544円	分配準備積立金額	D	34,307,194円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,435,817円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,464,251円
当ファンドの期末残存口数	F	234,821,459口	当ファンドの期末残存口数	F	239,329,485口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,445円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,442円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	234,821円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	239,329円
第207期 令和 2年 4月10日 令和 2年 5月11日			第213期 令和 2年10月10日 令和 2年11月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	205,423円	費用控除後の配当等収益額	A	192,439円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日			当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日		
収益調整金額	C	21,507,452円	収益調整金額	C	24,268,563円
分配準備積立金額	D	35,360,717円	分配準備積立金額	D	34,116,253円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,073,592円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,577,255円
当ファンドの期末残存口数	F	233,448,430口	当ファンドの期末残存口数	F	239,981,152口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,444円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,440円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	233,448円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	239,981円
第208期 令和 2年 5月12日 令和 2年 6月 9日			第214期 令和 2年11月10日 令和 2年12月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	184,088円	費用控除後の配当等収益額	A	322,843円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	21,862,645円	収益調整金額	C	23,982,480円
分配準備積立金額	D	35,331,940円	分配準備積立金額	D	33,528,774円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,378,673円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,834,097円
当ファンドの期末残存口数	F	234,897,742口	当ファンドの期末残存口数	F	236,569,179口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,442円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,444円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	234,897円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	236,569円
第209期 令和 2年 6月10日 令和 2年 7月 9日			第215期 令和 2年12月10日 令和 3年 1月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	376,146円	費用控除後の配当等収益額	A	196,451円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	21,983,544円	収益調整金額	C	23,184,603円
分配準備積立金額	D	35,281,131円	分配準備積立金額	D	31,716,980円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,640,821円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,098,034円
当ファンドの期末残存口数	F	235,393,185口	当ファンドの期末残存口数	F	225,443,006口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,448円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,443円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	235,393円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	225,443円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	3,148,839	2,791,476
合計	3,148,839	2,791,476

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1口当たり純資産額	1.0067円	0.9481円
(1万口当たり純資産額)	(10,067円)	(9,481円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	90,000.00	87,848.42	
		1.75 T-NOTE 291115	310,000.00	329,205.46	
		2 T-NOTE 220215	230,000.00	234,752.73	
		2.25 T-NOTE 210430	150,000.00	150,966.79	
		2.25 T-NOTE 251115	385,000.00	417,875.39	
		2.5 T-NOTE 240515	160,000.00	171,925.00	
		2.75 T-BOND 421115	160,000.00	190,500.00	
		2.75 T-NOTE 230430	320,000.00	338,975.00	
		3 T-BOND 490215	130,000.00	163,667.96	
		5.375 T-BOND 310215	10,000.00	14,115.62	
アメリカドル合計			1,945,000.00	2,099,832.37 (218,865,527)	
合計				218,865,527 (218,865,527)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 10銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	45,899,975	16,161,652
コール・ローン	54,219,239	113,752,563
国債証券	1,723,712,151	2,372,025,009
地方債証券	152,904,887	166,396,817
特殊債券	3,949,355,779	2,594,477,648
未収利息	26,294,974	20,401,140
前払費用	1,869,029	278,137
その他未収収益	1,432,326	4,310,915
流動資産合計	5,955,688,360	5,287,803,881
資産合計	5,955,688,360	5,287,803,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,955,248	6,233,728
未払解約金	6,679,807	16,384,113
未払受託者報酬	265,974	269,391
未払委託者報酬	5,319,451	5,387,827
未払利息	41	39
その他未払費用	22,329	22,619
流動負債合計	27,242,850	28,297,717
負債合計	27,242,850	28,297,717
純資産の部		
元本等		
元本	7,477,624,134	6,233,728,853
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,549,178,624	974,222,689
（分配準備積立金）	365,328	9,925,583
元本等合計	5,928,445,510	5,259,506,164
純資産合計	5,928,445,510	5,259,506,164
負債純資産合計	5,955,688,360	5,287,803,881

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
営業収益		
受取利息	76,913,351	59,439,785
有価証券売買等損益	93,361,168	24,424,866
為替差損益	28,455,479	373,765,782
その他収益	3,006,092	2,878,589
営業収益合計	144,825,132	411,659,290
営業費用		
支払利息	8,728	21,974
受託者報酬	1,587,731	1,559,662
委託者報酬	31,754,549	31,193,194
その他費用	588,550	512,469
営業費用合計	33,939,558	33,287,299
営業利益又は営業損失（ ）	110,885,574	378,371,991
経常利益又は経常損失（ ）	110,885,574	378,371,991
当期純利益又は当期純損失（ ）	110,885,574	378,371,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,079,930	5,382,018
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,677,737,538	1,549,178,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,472,054	246,278,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	114,472,054	246,278,321
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,965,295	3,905,974
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,965,295	3,905,974
分配金	91,913,349	40,406,385
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,549,178,624	974,222,689

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年１月９日および７月９日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和２年７月１０日から令和３年１月１２日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和２年 ７月 ９日現在]	当期 [令和３年 １月１２日現在]
１．期首元本額	7,933,033,144円	7,477,624,134円
期中追加設定元本額	29,376,774円	21,816,057円
期中一部解約元本額	484,785,784円	1,265,711,338円
２．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,549,178,624円	974,222,689円
３．受益権の総数	7,477,624,134口	6,233,728,853口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日																								
1. 分配金の計算過程 第195期 令和 2年 1月10日 令和 2年 2月10日	1. 分配金の計算過程 第201期 令和 2年 7月10日 令和 2年 8月11日																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,456,899円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,732,394,522円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,456,899円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,732,394,522円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,828,913円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,514,663,423円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,828,913円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,514,663,423円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	9,456,899円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	2,732,394,522円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	11,828,913円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	2,514,663,423円																							

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日			当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日		
分配準備積立金額	D	205,593円	分配準備積立金額	D	361,877円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,742,057,014円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,526,854,213円
当ファンドの期末残存口数	F	7,820,936,544口	当ファンドの期末残存口数	F	7,293,709,074口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,506円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,464円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,641,873円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,293,709円
第196期 令和 2年 2月11日 令和 2年 3月 9日			第202期 令和 2年 8月12日 令和 2年 9月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,958,131円	費用控除後の配当等収益額	A	8,465,987円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,705,497,013円	収益調整金額	C	2,418,762,455円
分配準備積立金額	D	275,705円	分配準備積立金額	D	4,734,933円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,712,730,849円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,431,963,375円
当ファンドの期末残存口数	F	7,761,716,012口	当ファンドの期末残存口数	F	7,015,547,386口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,495円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,466円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,523,432円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,015,547円
第197期 令和 2年 3月10日 令和 2年 4月 9日			第203期 令和 2年 9月10日 令和 2年10月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,604,151円	費用控除後の配当等収益額	A	8,179,130円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,664,758,211円	収益調整金額	C	2,338,912,343円
分配準備積立金額	D	248,900円	分配準備積立金額	D	6,041,340円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,672,611,262円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,353,132,813円
当ファンドの期末残存口数	F	7,669,029,338口	当ファンドの期末残存口数	F	6,783,946,960口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,484円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,468円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,338,058円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,783,946円
第198期 令和 2年 4月10日 令和 2年 5月11日			第204期 令和 2年10月10日 令和 2年11月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,272,188円	費用控除後の配当等収益額	A	4,300,510円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日			当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日		
収益調整金額	C	2,644,157,134円	収益調整金額	C	2,298,073,011円
分配準備積立金額	D	182,979円	分配準備積立金額	D	7,332,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,657,612,301円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,309,705,919円
当ファンドの期末残存口数	F	7,631,683,197口	当ファンドの期末残存口数	F	6,665,483,213口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,482円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,465円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,263,366円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,665,483円
第199期 令和 2年 5月12日 令和 2年 6月 9日			第205期 令和 2年11月10日 令和 2年12月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,817,947円	費用控除後の配当等収益額	A	8,242,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,629,409,448円	収益調整金額	C	2,211,372,345円
分配準備積立金額	D	479,973円	分配準備積立金額	D	4,790,904円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,642,707,368円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,224,405,657円
当ファンドの期末残存口数	F	7,595,686,131口	当ファンドの期末残存口数	F	6,413,972,675口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,479円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,468円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,191,372円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,413,972円
第200期 令和 2年 6月10日 令和 2年 7月 9日			第206期 令和 2年12月10日 令和 3年 1月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,714,993円	費用控除後の配当等収益額	A	9,717,858円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,586,296,470円	収益調整金額	C	2,149,243,415円
分配準備積立金額	D	380,196円	分配準備積立金額	D	6,441,453円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,593,391,659円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,165,402,726円
当ファンドの期末残存口数	F	7,477,624,134口	当ファンドの期末残存口数	F	6,233,728,853口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,468円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,473円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,955,248円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,233,728円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	24,814,811	13,095,120
地方債証券	2,090,508	457,874
特殊債券	44,366,355	11,270,726
合計	71,271,674	24,823,720

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1口当たり純資産額	0.7928円	0.8437円

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
(1万口当たり純資産額)	(7,928円)	(8,437円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 251121	4,500,000.00	4,473,680.80	
		0.5 AUST GOVT 260921	2,000,000.00	1,999,024.70	
		1 AUST GOVT 301221	5,500,000.00	5,465,285.15	
		1.25 AUST GOVT 320521	1,000,000.00	1,006,063.60	
		1.75 AUST GOVT 510621	1,000,000.00	912,628.32	
		2 AUST GOVT 211221	4,000,000.00	4,073,530.80	
		2.25 AUST GOVT 221121	900,000.00	936,396.99	
		2.5 AUST GOVT 300521	1,400,000.00	1,587,304.74	
		2.75 AUST GOVT 410521	1,000,000.00	1,145,790.00	
		3 AUST GOVT 470321	1,000,000.00	1,190,834.80	
		3.25 AUST GOVT 390621	1,200,000.00	1,481,098.08	
		4.75 AUST GOVT 270421	1,500,000.00	1,885,946.10	
		5.5 AUST GOVT 230421	3,000,000.00	3,367,248.00	
	国債証券 小計		28,000,000.00	29,524,832.08 (2,372,025,009)	
	地方債証券	1.25 AUST CAPITAL 250522	1,000,000.00	1,041,208.40	
		1.75 AUST CAPITAL 311023	1,000,000.00	1,029,949.40	
	地方債証券 小計		2,000,000.00	2,071,157.80 (166,396,817)	
	特殊債券	0.75 BNG BANK NV 231113	1,000,000.00	1,011,477.70	
		0.75 INTL FINAN 280524	2,000,000.00	1,964,131.64	
		1.45 INTL FINAN 240722	1,000,000.00	1,038,629.40	
		1.5 KOREA DEVEL 240829	1,000,000.00	1,024,417.00	
		1.5 VICTORIA 301120	1,000,000.00	1,015,419.10	
		1.6 BNG BANK NV 301127	2,000,000.00	2,017,575.20	
		1.7 EIB 241115	1,000,000.00	1,050,470.80	
		1.75 WEST AUST TR 311022	1,000,000.00	1,043,519.60	
		1.9 LANDWIRTSCH 300130	1,000,000.00	1,056,856.20	

	2 NEWSWALES 310320	1,000,000.00	1,060,254.50	
	2 NEWSWALES 330308	2,000,000.00	2,091,040.20	
	2 NORTHERN TERRIT 290521	2,000,000.00	2,125,491.20	
	2.25 SOUTH AUST G 240815	2,000,000.00	2,142,221.80	
	2.75 INTER-AMERIC 251030	2,000,000.00	2,209,897.00	
	3 ASIAN DEV 261014	1,000,000.00	1,130,643.90	
	3 KOMMUNALBANKEN 261209	3,000,000.00	3,379,119.30	
	3 WEST AUST TREAS 261021	2,000,000.00	2,274,538.00	
	3.25 WEST AUST TR 280720	1,000,000.00	1,174,554.20	
	3.5 NORTHERN TERR 280421	1,500,000.00	1,763,702.25	
	4.25 LANDWIRTSCH 250109	1,000,000.00	1,151,311.80	
	4.75 NORDIC INVES 240228	500,000.00	568,451.50	
	特殊債券 小計	30,000,000.00	32,293,722.29 (2,594,477,648)	
オーストラリアドル合計		60,000,000.00	63,889,712.17 (5,132,899,474)	
合計			5,132,899,474 (5,132,899,474)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	国債証券 13銘柄	46.21%	46.21%
	地方債証券 2銘柄	3.24%	3.24%
	特殊債券 21銘柄	50.55%	50.55%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産総額	213,561,829
負債総額	209,702
純資産総額（ - ）	213,352,127
発行済口数	223,642,263口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9540
（10,000口当たり）	（9,540）

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産総額	5,196,122,750
負債総額	10,766,420
純資産総額（ - ）	5,185,356,330
発行済口数	6,149,785,273口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8432
（10,000口当たり）	（8,432）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2021年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 1月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	874	15,827,561
追加型公社債投資信託	16	1,523,225
単位型株式投資信託	74	328,992
単位型公社債投資信託	35	182,690
合 計	999	17,862,468

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017

固定資産

有形固定資産

建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365

投資その他の資産

投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993

固定資産合計

		31,213,401		27,563,734
--	--	------------	--	------------

資産合計

		97,912,673		97,802,752
--	--	------------	--	------------

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	2	3,990,054	2	4,026,078
その他未払金	2	3,961,765	2	3,818,195
未払費用	2	3,803,995	2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

- ３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- ４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
１株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
１株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	561,961
器具備品	1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(令和2年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	4,945,224	4,945,224	4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	-
合 計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	-
(2) 有価証券	47,281	47,281	-
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	-
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	-
資産計	80,129,387	80,129,387	-
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	-
負債計	4,401,647	4,401,647	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小 計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,476,022	2,692,895	216,872
	小 計	2,476,022	2,692,895	216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年1月末現在)

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 8月20日	臨時報告書
2020年10月 8日	有価証券届出書
2020年10月 8日	有価証券報告書
2020年11月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年２月17日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）の令和２年７月10日から令和３年１月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）の令和３年１月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和３年２月17日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）の令和２年７月10日から令和３年１月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）の令和３年１月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。